

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。



第 17 番目の政令指定都市浜松市が産廃適正処理条例を制定、本年 1 月 1 日より施行した。処理委託先の現地確認、産廃管理責任者設置の届出が実施義務化される一方、緩和された規定もあるので、注意が必要である。

自治体により異なる産廃ノ一廃の判断。今回は、梱包用の木枠(パレットと一体化していないもの)である。いくつかの自治体に照会した結果を含め、現状と対策について述べる。

Just News: 食品リサイクル法初の発生抑制目標(発生原単位)案が公表、パブコメ募集中。外食を除く食品製造、卸売、小売各業界の事業者には今後 2 年間適用されるので要注意。

### 自治体新条例紹介

#### 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例 ~今年 1 月 1 日から既に施行~

小西 道子

浜松市では「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」が制定、本年 1 月 1 日から施行された。これまで産業廃棄物管理に関する規制(特に排出事業者に係るもの)は要綱や規則の中で行われてきたが、今回、これらが条例の中で整理される形となった。

要綱・規則から条例となったことで、規制内容が厳格化する一方、逆に削除された内容もあるなど、変更が生じている。以下では、主な変更内容について、産廃管理の排出事業に係るものを中心に説明する(変更概要は表を参照)。

#### <産廃管理責任者の設置に係る届出>

これまで産廃管理責任者の設置は「努力義務」だったが、今年からは義務化され、届出が必要になった(産廃の発生量が小規模な者は除く)。また、特管産廃管理責任者の届出は、以前より義務化されてきたが、これからは、産廃管理責任者の設置に関して届出をした者は、特管産廃管理責任者の届出は不要とすることとした。どちらも「産

業廃棄物管理責任者等設置・変更報告書」の様式で提出することとなっている。

#### <処理委託先の確認>

これまで処理委託先の現地確認については「努力義務」だったが、今年からは実地での確認が義務化されることになった(本条例で産廃管理責任者の設置が必要な者に限る)。基本的に委託時及び定期確認(年 1 回以上)が必要となるが、優良産廃処理業者に委託しようとするときは、現地確認が不要となる。確認内容は記録し、当該確認を行った日から 5 年間保存することとなった。

#### <県外産業廃棄物の搬入>

事前協議をしなければならないこともは変わらないが、県外産廃排出事業者に産廃管理責任者の設置を求めると、処分業者に県外産廃処分実績を市長に対し報告させる規制が削除された。また、県外産廃排出事業者は、協議通知書写しを市内委託処分業者に送付、当該処分業者は写しを保存(5 年)する義務が追加されることとなった。

#### <排出事業者による帳簿の記載・備え付け>

今までは、排出事業者は県外産業廃棄物の処理について帳簿を備えることとなっていたが、この規制が削除された。

表 条例制定に伴う規制内容変更概要

規制内容	条例・要綱名 (H23年3月31日まで)	条例・要綱名 (H24年1月1日から)	H24年1月1日からの 変更ポイント
処理委託先の確認	浜松市産業廃棄物適正処理指導要綱	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	処理委託先の現地確認を義務化(ただし、産廃管理責任者の設置を要する者に限る)
産廃管理責任者の設置			産廃管理責任者等設置の届出を義務化
排出事業者による帳簿の記載・備え付け			(要綱改正予定 帳簿の記載が不要になる予定)
県外産業廃棄物の搬入	浜松市の県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	帳簿の備付けが不要になった 協議通知書写しを市内委託処分業者に送付、当該処分業者は写しを保存(5年)
特管産廃管理責任者の届出義務等	浜松市産業廃棄物の処理及び清掃に関する規則	浜松市産業廃棄物の処理及び清掃に関する規則	産廃管理責任者等設置の届出をしている者は、届出不要
事業系一般廃棄物の管理			(変更なし)

また、要綱において排出事業者は産業廃棄物の種類、発生量、処理方法等を記録した帳簿を備えることとされている。この要綱については、条例が制定されたことに伴い改正準備中であり、上記帳簿の規制は削除される予定となっている。

以上

排出事業者 / 処理事業者を惑わす解釈について

木川 仁

2011年10月のJAAOニュースに本題と内容を掲載したところ、読者の方から次のようなメールを頂いた。

弊社は、ある製品を製造するメーカーですが、「食品製造業の倉庫で出荷前に発生した廃ヨーグルト処理」の件、大変参考になりました。同じ廃棄物でも、一般廃棄物か産業廃棄物かの異なる判断が自治体ごとに違うことを理解しましたと同時に、日本全国で同じ判断をして欲しいと思いました。

それでは、次に述べる私どもの事例は、どう考えたら良いのでしょうか。

弊社の工場で製品を運搬するために使用している木製パレットは、産業廃棄物として処理していますが、運搬先の顧客（A県A市）から製品を梱包するために使用した木枠は一般廃棄物として処理するため事務処理が煩雑であり、製品の保護に使用している木枠を何とかして欲しい、とのクレームを頂戴しました。ところが、弊社工場のあるB県B市は、この木枠は一般廃棄物でなく産業廃棄物として処理するように指導しています。

こうした事例は、ヨーグルトの処理と同じように、よく起きる事なのでしょうか。

今回の木枠の件は、2007年9月に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」に次のような記載があるので、ある程度判断ができる。

この施行令が施行された2008年4月からパレットが産業廃棄物になった訳だが、下線部にある「パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材」は、産業廃棄物として扱うことができる。しかしながら、パレットと一体化していない梱包用の木枠は、産業廃棄物に該当しないため一般廃棄物になる。

貴社製品を梱包する木枠は、パレットと一体化していないためにA市の判断が行われたと考える。一方、B市

の判断は、施行令からはあり得ない。そこで、JAAOが本社を置く横浜市に本件を聞いたところ、この木枠も総体産廃として処理するように指導しているとのことであった。ところが、神奈川県からはA市と同じ判断を聞いた。このように本事例も自治体により判断が異なっている。B市や横浜市の判断は、施行令を無視していると思えるが、自治体の何らかの事情（装置的な問題、処理費用、収集運搬の難しさ等）が影響していることは想像できる。

この事例も、前回述べたヨーグルトと同じように排出事業者にとって困った問題である。まずは、所管自治体に確認することが必要と考える。

以上

### Just News

#### 食品リサイクル法に初の発生抑制目標案 ～パブリックコメント募集3月6日まで～

農水、環境両省は2月6日、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等についての初めての「発生抑制目標案」を公表し、パブリックコメントを募集した。その結果を受け、発生抑制目標は今年4月1日から暫定的に2年間適用する予定である。

発生抑制目標は、食品製造業、食品卸売業、食品小売業の業種区分ごとに定められる。例として、小売業では、売上高100万円に対する発生量「発生原単位」で目標値が定められる。各種食料品小売業は65.6kg、菓子・パン小売業106kg、コンビニ44.1kgとされる。食品製造業は11業種に区分され、すし・弁当・調理パン製造業は100万円当たり224kg、ソース製造業のみが売上ではなく、製造量1t当たり59.8kgとされている。

目標値の検討は、二省合同の「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」が行った。こうした目標値設定のねらいは、発生抑制が十分に行われていない事業者を「底上げ」することにある。業種ごと2年分の発生量調査の結果、売上/製造量による原単位に標準偏差を加味し、7割程度の事業者が既に達成している値が採用された。一方、外食産業は業態が多様で必要なデータが得られていないとして目標値設定を先送りした。

以上

#### (株)日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@jaao.co.jp](mailto:shichida@jaao.co.jp)